

平成23年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(府省名:最高裁判所)

| 契約名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部署の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 移行困難な事由 | 移行予定年限 | 備考 |
|------------------------------------|---|------------|-------------------------------|--|-----------|------------|------|----------|--|---------------|------------------------|
| 刑事裁判事務支援システムのユーザサポート及びアプリケーション保守業務 | 支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2 | 平成23年1月13日 | 三菱電機㈱ 東京都千代田区丸の内2-7-3 | 会計法第29条の3第4項国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第13条1項2号 競争入札による当初契約が合意解除したことにより終了したことから、アプリケーション開発業者であり、かつ、同入札での二番目に低い入札額の業者と随意契約を締結した。 | - | 20,475,000 | - | - | 競争入札による当初契約が合意解除したことにより終了したことから、再度の入札を実施しては業務に支障が生じるため。 | 平成23年度 | 本件契約は、当初契約の契約金額内で締結した。 |
| さいたま地家簡裁熊谷支部合同庁舎で使用する電気 | 支出負担行為担当官 さいたま地方裁判所長 倉 吉 敬 さいたま市浦和区高砂3-16-45 | 平成23年3月26日 | 東京電力㈱熊谷支社 埼玉県熊谷市筑波1-113 | 会計法第29条の3第4項 予決令102条の4第3項 供給を行うことが可能な業者が相手方のみであり、競争を許さない。 | - | 6,864,230 | - | - | 購入予定数量の把握等入札準備に時間を要したが、準備ができ次第入札を実施し、平成24年4月以降、契約を締結する予定である。 | 平成24年度 | 単価契約 |
| 那覇地裁平良支部PCB廃棄物処理委託業務 | 支出負担行為担当官 那覇地方裁判所長 木 村 元 昭 那覇市樋川1-14-1 | 平成23年1月14日 | 日本環境安全事業㈱ 北九州市若松区響町1-62-24 | 会計法第29条の3第4項 予決令102条の4第3号 沖縄県内において排出されたPCB廃棄物の処理を行える事業者は、契約相手方のみであることから契約を行った。 | 1,381,800 | 1,381,800 | 100% | - | 沖縄県内において排出されたPCB廃棄物の処理を行える事業者は、契約相手方のみであることから契約を行った。 | なし(平成22年度で終了) | |

平成23年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

(府省名:最高裁判所)

| 契約名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分 | 備考 |
|------------------------------|---|------------|---------------------------------|---|------------|------------|------|----------|---|--------------------------------|----|
| 横浜地家裁川崎支部庁舎耐震改修工事設計変更 | 支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2 | 平成23年1月31日 | コーナン建設㈱ 大阪市淀川区野中北 2-11-15 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 2,950,500 | 2,940,000 | 99% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| さいたま地家裁熊谷支部庁舎本館新営建築工事第2回設計変更 | 支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2 | 平成23年2月7日 | ㈱奥村組 大阪市阿倍野区松崎 町2-2-2 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 2,646,000 | 2,646,000 | 100% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 秋田地家簡裁庁舎耐震改修工事設計変更 | 支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2 | 平成23年2月7日 | ㈱エム・テック さいたま市浦和区高 砂3-7-2 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 60,700,500 | 60,375,000 | 99% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |

| 契約名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分 | 備考 |
|-------------------------|---|------------|---------------------------|---|------------|------------|-----|----------|---|--------------------------------|----|
| 大津地家簡裁庁舎内部耐震改修工事第3回設計変更 | 支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2 | 平成23年2月24日 | (株)熊谷組 東京都新宿区津久戸町2-1 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 24,097,500 | 24,045,000 | 99% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 盛岡地家簡裁庁舎増築等工事設計変更 | 支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2 | 平成23年3月1日 | (株)熊谷組 東京都新宿区津久戸町2-1 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 70,801,500 | 70,350,000 | 99% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 最高裁庁舎改修電気設備工事設計変更 | 支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2 | 平成23年3月15日 | (株)関電工 東京都港区芝浦4-8-33 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 9,502,500 | 9,450,000 | 99% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 最高裁庁舎機械設備等改修工事設計変更 | 支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区隼町4-2 | 平成23年3月15日 | ダイダシ(株) 大阪市西区江戸堀1-9-25 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 15,340,500 | 15,225,000 | 99% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |

| 契約名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分 | 備考 |
|-------------------------------------|---|------------|----------------------------|--|------------|------------|------|----------|---|------------------------------------|----|
| 大津地家簡裁庁舎内部耐震改修工事第4回設計変更 | 支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区幸町4-2 | 平成23年3月23日 | ㈱熊谷組 東京都新宿区津久戸町2-1 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 9,702,000 | 9,660,000 | 99% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 和歌山地家簡裁庁舎地裁棟等解体工事設計変更 | 支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区幸町4-2 | 平成23年3月25日 | ㈱熊谷組 東京都新宿区津久戸町2-1 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 4,357,500 | 4,305,000 | 98% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 名古屋高裁金沢支部・金沢地家簡裁庁舎敷地埋蔵文化財発掘調査委託業務変更 | 支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区幸町4-2 | 平成23年3月18日 | 石川県 金沢市鞍月1-1 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 名古屋高裁金沢支部・金沢地家簡裁庁舎新営工事に伴う埋蔵文化財発掘調査については、石川県しか契約の相手方となり得ず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。 | 28,879,000 | 28,879,000 | 100% | - | 埋蔵文化財の発掘調査業務については、文化財保護法及び同法施行令により、地方公共団体が施行し、その所管は教育委員会であるところ、地方自治法により石川県が契約の相手方となるものであり、契約の性質が競争を許さない場合に該当し、本件業務の変更契約についても、石川県しか契約の相手方となり得ない。 | 記1.(2)①イ (二) | |
| 盛岡地家簡裁庁舎増築等積算その2業務 | 支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道 晴 東京都千代田区幸町4-2 | 平成23年1月6日 | ㈱金丸建築事務所 東京都豊島区駒込3-3-20 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務については、先に実施した積算業務の対象となる原設計に関して内容を熟知し、図面その他本件業務の内容に精通していなければ、合理的期間内に履行することができないため、㈱金丸建築事務所しか契約の相手方となり得ず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。 | 2,026,500 | 1,942,500 | 95% | - | 本件業務は、当該施設の積算業務についての追加的業務であり、先行契約において積算業務を行い、図面その他本件業務の内容に精通している同社でなければ、業務を合理的期間内に履行することができないため、本件業務は契約の性質が競争を許さないものであり、同社しか契約の相手方となり得ないため。 | 記1.(2)①二 (口) 記1.(2)①二 (へ) | |

| 契約名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分 | 備考 |
|-------------------------|--|------------|----------------------------|---|------------|-----------|------|----------|---|----------------------------------|----|
| 新潟地家裁三条支部庁舎改修建築等工事設計変更 | 支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4 | 平成23年1月14日 | ㈱吉久建設 新潟県長岡市中島5-7-50 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、現契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 4,725,000 | 4,725,000 | 100% | - | 本件工事は設計変更であり、現契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 静岡地家裁下田支部庁舎改修建築等工事設計変更 | 支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4 | 平成23年2月14日 | 中豆建設㈱ 静岡県伊豆市熊坂242 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、現契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 4,609,500 | 4,515,000 | 97% | - | 本件工事は設計変更であり、現契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 鳥島簡裁庁舎増築等工事第2回設計変更 | 支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4 | 平成23年3月8日 | ㈱山田組 静岡県藤枝市堀之内1-1-3 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 10,038,000 | 9,975,000 | 99% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 前橋地家裁高崎支部庁舎外1件耐震改修等設計変更 | 支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4 | 平成23年3月15日 | ㈱阿波設計事務所 大阪市浪速区元町2-2-12 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第3号 本件業務は業務変更であり、原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、㈱阿波設計事務所しか契約の相手方となり得ず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。 | 3,832,500 | 3,832,500 | 100% | - | 本件業務は業務変更であり、原設計に関して設計内容を熟知し、仕様材料等の詳細な設計情報に精通していることが必要であり、㈱阿波設計事務所しか契約の相手方となり得ず、契約の性質が競争を許さない場合に該当するため。 | 記1.(2)ニ (口) 記1.(2)ニ (ハ) | |

| 契約名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分 | 備考 |
|---------------------------|--|------------|---------------------------------|---|------------|------------|------|----------|---|--------------------------------|----|
| 東京高地簡裁合同庁舎改修機械設備工事設計変更 | 支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4 | 平成23年3月28日 | 三機工業(株) 東京都中央区日本橋室町2-1-1 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 4,956,000 | 4,935,000 | 99% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 東京高地簡裁合同庁舎改修建築等工事設計変更 | 支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4 | 平成23年3月28日 | (株)歌工務店 東京都豊島区南大塚2-18-25 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 6,909,000 | 6,877,500 | 99% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 東京高地簡裁合同庁舎内部改修工事設計変更 | 支出負担行為担当官 東京高等裁判所事務局長 岡 健太郎 東京都千代田区霞が関1-1-4 | 平成23年3月30日 | (株)歌工務店 東京都豊島区南大塚2-18-25 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 20,685,000 | 20,685,000 | 100% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 岐阜地家裁多治見支部庁舎新営建築工事第2回設計変更 | 支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 村田 育志 名古屋市中区三の丸1-4-1 | 平成23年1月26日 | (株)浅沼組名古屋支店 名古屋市中村区名駅南3-3-44 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 11,991,000 | 11,970,000 | 99% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |

| 契約名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分 | 備考 |
|---------------------------|--|------------|----------------------------|---|------------|------------|------|----------|---|--------------------------------|----|
| 福井地家裁判所外壁等改修工事第2回設計変更 | 支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 村田 斉志 名古屋市中区三の丸1-4-1 | 平成23年3月4日 | 北川澁青工業(株) 金沢市千日町8-30 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 8,484,000 | 8,400,000 | 99% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 金沢地家裁判所小松支部庁舎改修工事設計変更 | 支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 村田 斉志 名古屋市中区三の丸1-4-1 | 平成23年3月4日 | (株)岡組 金沢市泉本町2-141 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 11,833,500 | 11,760,000 | 99% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 名古屋地家裁判所半田支部庁舎内部等改修工事設計変更 | 支出負担行為担当官 名古屋高等裁判所事務局長 村田 斉志 名古屋市中区三の丸1-4-1 | 平成23年3月8日 | イリヤ建設(株) 名古屋市中区出来町1-1-2 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 4,347,000 | 4,332,300 | 99% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 鳥取地家裁判所耐震改修工事第2回設計変更 | 支出負担行為担当官 広島高等裁判所事務局長 細田 啓介 広島市中区上八丁堀2-43 | 平成23年2月24日 | (株)熊谷組 広島市中区大手町4-6-16 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 7,770,000 | 7,770,000 | 100% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |

| 契約名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分 | 備考 |
|----------------------|---|------------|--------------------------------|---|------------|------------|-----|----------|---|--------------------------------|----|
| 長崎地裁庁舎屋上防水等改修工事 | 支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 平田 豊 福岡市中央区城内1-1 | 平成23年2月18日 | (株)上滝 長崎市新地町5-17 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は、現に契約履行中の業者に関連契約として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減及び工期短縮を図ることができ、また、工事エリアが交錯する部分が多く、安全・円滑な施工を確保する観点より、現に契約履行中の工事に密接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 10,815,000 | 10,500,000 | 97% | - | 本件工事は、現に契約履行中の業者に関連契約として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減及び工期短縮を図ることができ、また、工事エリアが交錯する部分が多く、安全・円滑な施工を確保する観点より、現に契約履行中の工事に密接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 長崎地裁庁舎耐震改修工事第2回設計変更 | 支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 平田 豊 福岡市中央区城内1-1 | 平成23年3月15日 | (株)上滝 長崎市新地町5-17 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 9,103,500 | 8,925,000 | 98% | - | 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 福岡高地簡裁庁舎電気設備改修工事設計変更 | 支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 平田 豊 福岡市中央区城内1-1 | 平成23年3月24日 | 東島電気工事(株) 佐賀県唐津市北城内 6-45 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 12,808,117 | 12,600,000 | 98% | - | 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |

| 契約名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分 | 備考 |
|--------------------------|---|------------|-----------------------------|---|------------|------------|-----|----------|---|--------------------------------|----|
| 福岡高地簡裁庁舎内部改修工事設計変更 | 支出負担行為担当官 福岡高等裁判所事務局長 平田 豊 福岡市中央区城内1-1 | 平成23年3月24日 | ㈱小嶋建設 福岡県朝倉市一木143 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 3,738,000 | 3,675,000 | 98% | - | 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 山形地家裁庁舎事務棟耐震改修工事第4回設計変更 | 支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 三角比呂 仙台市青葉区片平1-6-1 | 平成23年3月9日 | 戸田建設㈱東北支店 仙台市青葉区一番町3-3-6 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 50,738,877 | 50,400,000 | 99% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 山形地家裁庁舎事務棟耐震改修工事第5回設計変更 | 支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 三角比呂 仙台市青葉区片平1-6-1 | 平成23年3月25日 | 戸田建設㈱東北支店 仙台市青葉区一番町3-3-6 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 11,707,500 | 11,550,000 | 98% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |
| 山形地家裁酒田支部庁舎内部改修工事第2回設計変更 | 支出負担行為担当官 仙台高等裁判所事務局長 三角比呂 仙台市青葉区片平1-6-1 | 平成23年3月25日 | ㈱平尾工務店 山形県酒田市東泉町4-11-11 | 会計法第29条の3第4項 予決令第102条の4第4号イ 本件工事は設計変更契約であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 5,712,000 | 5,670,000 | 99% | - | 本件工事は設計変更であり、原契約と一体として発注することにより、現場管理費等の諸経費の節減を図ることができるなど、現に契約履行中の工事に直接関連する契約として、現に履行中の契約者に履行させた方が有利であるため。 | 記1.(2)③口 | |

| 契約名称及び内容 | 契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地 | 契約締結日 | 契約の相手方の商号又は名称及び住所 | 随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由 | 予定価格 | 契約金額 | 落札率 | 再就職の役員の数 | 随意契約によらざるを得ない事由 | 随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分 | 備考 |
|-------------------------------|--|------------|--|--|------------|------------|------|----------|---|--------------------------------|----|
| ポリ塩化ビフェニル廃棄物（特別管理産業廃棄物）処理委託契約 | 支出負担行為担当官 松江地方裁判所長 古田 浩 松江市母衣町68 | 平成23年1月14日 | 日本環境安全事業(株) 北九州事業所 福岡県北九州市若松区響町1-62-24 | 会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 国の定めるPCB廃棄物処理基本計画により、中国・四国・九州地方は契約業者が処理することと定められている。 | 14,200,200 | 14,200,200 | 100% | - | PCB廃棄物は、日本環境安全事業(株)しか処理できず、競争を許さないため。 | 記1.(2)イ (イ) | |
| 損害賠償額算定基準（2011年版）の購入 | 支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2 | 平成23年2月21日 | (財)日弁連交通事故相談センター 東京都千代田区霞が関1-1-3 | 会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 当該物品は、出版元からの販売に限られており、契約相手からの直接販売に限られている。 | - | 2,397,600 | - | - | 当該物品は、契約相手からの直接販売に限られているため。 | 記1.(2)ニ (ニ) | |
| 新判例体系公法編（549号）ほか（追録）の購入 | 支出負担行為担当官 最高裁判所事務総局経理局長 林 道晴 東京都千代田区隼町4-2 | 平成23年3月8日 | 新日本法規出版(株) 名古屋市中区栄1-23-20 | 会計法第29条の3第4項 予令第102条の4第3号 当該物品は、出版元からの販売に限られており、契約相手からの直接販売に限られている。 | - | 2,862,685 | - | - | 当該物品は、加除式図書であり、当該加除は契約相手からの直接販売に限られているため。 | 記1.(2)ニ (ニ) | |